

恵み野西町内会個人情報取扱方針

恵み野西町内会(以下本会)は、個人情報の取扱いに関する考え方について下記のとおり規定し、個人情報取扱方針として宣言します。

本会は、保有する個人情報について個人情報取扱方針に沿って適正に取り扱います。

(目的)

第1条 この規定は、個人情報 that 慎重に取り扱われるべきものであることに基づき、本会が保有する個人情報の適正な取扱いに関する事項を定めることによって、事業の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、町内会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 本会は、この個人情報取扱方針を総会資料又は回覧により、会員に周知するものとする。

(個人情報の取得)

第4条 本会は、会長が「町内会居住者名簿」「調査票」などを、会員又は会員になろうとするものから受領することにより、個人情報を取得するものとする。

- 2 本会が会員から取得する個人情報は、会員名簿作成に必要な、氏名(家族、同居人を含む)、住所、電話番号のほか、災害時における避難支援活動に必要な、生年月日、性別、援護の要否、緊急時連絡先、その他の項目で必要とするもので会員が同意する事項とする。

(同意の取消し等)

第5条 会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目又は全ての項目について同意を取消す事ができる。

- 2 前条の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を廃棄、又は削除しなければならない。ただし、会員名簿としてすでに会員に配布しているものに対しては削除の連絡をすることでこれに替える。
- 3 本会は、会員本人の個人情報に対し、開示、訂正を求められた場合には社会通念に照らし合理的な期間、妥当な範囲において本人確認のうえ、これに応じなければならない。

(利用)

第6条 本会が保有する個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 会議開催、会員管理、その他文書の送付など
- (2) 町内会員名簿の作成及び地図の作成
- (3) 会員相互の親睦を高める活動
- (4) 安全・安心で、住み良いまちづくり活動
- (5) 祝い金等の対象者の把握
- (6) 災害時における要援護者の支援活動

(管 理)

第7条 収集した個人情報、会長又は会長が指定する情報管理責任者(役員)が保管するものとし、適正に管理する。

- 2 会員名簿は、配布を受けた個々の会員が適正に管理する。
- 3 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(提 供)

第8条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関若しくは東京都、恵庭市又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合
- (5) 個人情報のうち役員に関するもので、恵庭市、町内会・自治会連合会、又はこれらに準じる公共目的の団体・学校が、町内会に関わる事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

付則

この規定は、平成28年1月17日から施行する。

平成30年1月14日 一部改定(第5条3項 開示、訂正請求の追加)